

介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が減少したことによる介護保険の第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料の減免を行います。

【対象者】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第1号被保険者。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ次の要件いずれにも該当する第1号被保険者。

【要件】

- ①事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- ②減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が4百万円以下であること。

【お問い合わせ先】いきいき長寿課 ☎ 63・3807

不妊治療費の助成について

令和4年4月1日から、不妊治療にかかる医療費に医療保険が適用されることになりました。

さらに日高町では、保険適用分にかかる自己負担への助成も実施しています。

一般不妊治療

タイミング療法、人工授精などの一般不妊治療を受けられたご夫婦に対し、治療費の一部を助成します。

【対象者】

以下の全ての要件を満たす方

- 夫婦または事実婚関係にあること
- 夫または妻のいずれか一方、あるいは両者が申請時点で和歌山県に1年以上住民登録しており、申請日において日高町に住民登録している方
- 各種医療保険に加入されていること

【助成内容】

1年度につき20万円を限度に、連続する2年間助成します。

【申請方法】

治療を受けた年度内に役場子育て福祉健康課へ申請してください。



生殖補助医療

医療保険適用の生殖補助医療(体外受精及び顕微授精による治療)を受けられたご夫婦に対し、治療費の一部を助成します。

対象となるのは、治療の有効性が認められている医療保険適用に限ります。

【対象者】

以下の全ての要件を満たす方

- 生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、または、極めて少ないと医師に診断された方
- 夫婦または事実婚関係にあること
- 夫または妻のいずれか一方、あるいは両者が、治療開始から日高町に住民登録している方

【助成内容】

令和4年4月1日以降に開始した、医療保険適用の生殖補助医療(体外受精、顕微授精など)費について、10万円を限度に助成します。

ただし、高額療養費に該当する金額を除きます。

【申請方法】

治療が終了した日の属する年度内に役場子育て福祉健康課へ申請してください。

特定不妊治療

令和4年度からの特定不妊医療の保険適用に伴い、保険適用移行に伴う治療に支障が生じないように、令和4年3月31日までに治療を開始し、令和4年4月1日以降に治療が終了した特定不妊治療については、1回に限り、治療費の一部を助成します。

【助成内容】

令和4年3月31日以前に治療を開始し、4月1日以降に終了した1回の治療につき、和歌山県特定不妊治療費助成事業の助成額を控除した額を、10万円を限度に助成します。

【申請方法】

治療が終了した日の属する年度内に御坊保健所へ申請してください。

【お問い合わせ先】 子育て福祉健康課 ☎ 63・3801

**PCR検査費用
を助成します**

無症状の方が自費で行うPCR検査費用の全部または一部を助成します。

【対象者】

「日高町内に住民登録がある方」
「日高町内に所在する会社やお店等に通勤する方」
「大学生当で県外に居住している方」
「里帰り出産等で帰省する場合」など

【助成金額】

PCR検査の自費診療分の全額を助成(限度額20,000円)

申請時には、領収書が必要です。

【助成回数】

1人につき、2回まで申請が可能
※令和3年度で2回助成を受けた方も、令和4年度で再度2回まで申請できます。

【対象期間】

令和5年2月28日までの期間に受診したPCR検査を対象とし、申請の受付は令和5年3月20日まで

【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課

(☎ 63・3801)